

岩手県告示第414号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 一級河川北上川水系太田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 3 河川管理施設の位置 西磐井郡平泉町平泉字志羅山32番11地先から字倉町46番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 道路管理者 平泉町 西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番2号
 - (2) 代表者の氏名 平泉町長 青木 幸保
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物（道路の附属物に限る。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
 - (2) 兼用工作物の災害復旧
- 6 管理の期間 平成28年4月19日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。